

○遠賀町緊急通報システム事業実施要綱

平成28年5月31日告示第68号

遠賀町緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、緊急通報システム事業（以下「事業」という。）として、緊急通報装置（以下「装置」という。）を設置することにより、在宅のひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等（以下「高齢者等」という。）の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消し、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、遠賀町とする。ただし、事業運営の一部を、適切な事業運営ができると認められる事業者へ委託して行うことができる。

(事業の内容)

第3条 この事業は、装置の受信センターを設置し、装置を通じた高齢者等からの家庭内等で急病等の緊急事態に陥った場合等の通報に対し、受信センターから消防本部又は協力員等に連絡することにより、速やかに高齢者等の救助及び安否確認を行うものとする。

2 前条ただし書きの規定により事業の委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、前項に規定する通報を受けた場合において、その情報に基づき、緊急の対応が必要と判断した場合は、消防本部又は協力員等に速やかに連絡を行うとともにその他適切な措置をとるものとする。

3 事業者は、定期的な声かけにより安否確認を行うとともに、緊急通報以外の健康相談等にも対応し、生活状況の把握や不安の解消に努めるものとする。

4 装置の設置台数は、1世帯につき1台とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、町内に居住する住民基本台帳に登録された者のうち、緊急時における連絡手段の確保が困難な者であって、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) おおむね65歳以上の実質的にひとり暮らし高齢者と認められる者で、発作性疾患の既往がある者又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護1以上の介護認定を受けている者

(2) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯全員が要介護1以上の介護認定を受けている世帯

(3) 実質的にひとり暮らしの重度身体障害者と認められる者

(4) 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずると町長が認める者

(申請)

第5条 装置を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び緊急通報システム利用承諾書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、緊急時の連絡先として、2人以上の協力員（1人は地区民生委員）を確保するものとする。

(決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は、生活状況等を調査の上、その内容を審査し、適当と認めるときは、緊急通報システム利用決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により緊急通報システム利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、必要な事項を事業者へ通知し、装置を設置するものとする。

(契約)

第7条 町長は、利用者との間に、遠賀町緊急通報システム事業装置貸与契約書（様式第4号。以下「契約書」という。）により、装置貸与に関する契約を締結するものとする。

(利用者負担額)

第8条 町長は、毎年7月1日を基準日として、当該年7月から翌年6月までの利用者負担額を別表に定める利用者世帯の階層区分に応じて決定し、利用者に対し、緊急通報システム利用者負担額決定通知書（様式第5号）により通知する。なお、利用者は、利用者負担額を直接事業者へ支払うものとする。

2 前項の利用者負担額は、装置を設置した日の属する月から、利用を廃止した日の属する月の前月分までの期間とする。ただし、設置と廃止が同一の月で実施された場合については、1ヶ月分を支払うものとする。

(協力員)

第9条 協力員は、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 受信センターから連絡を受けた場合に、利用者の安否の確認を行い、必要な措置をとること。
- (2) 前号のほか、本事業の目的を達成するために必要な協力を行うこと。

(利用者の義務等)

第10条 利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置された装置を善良な管理者の注意をもって使用し、故意又は過失により機器を紛失し、破損し、又は故障させたときは、その補填又は修理に要する費用を負担すること。
- (2) 装置が正常に作動するよう、事業者による保守点検に協力すること。
- (3) 利用者は、装置の現状を変更、若しくは転貸し、又は事業の目的以外に使用しないこと。
- (4) 緊急時において、協力員並びに消防本部及び町の職員又は事業者から派遣された要員等がやむを得ない理由により、居宅のドア、窓等を破壊した場合及び救急搬送後の居宅において損害が発生した場合に、協力員、消防本部、事業者又は遠賀町に対し責任を問わないこと。

(変更の届出)

第11条 利用者及びその家族は、次の各号に該当する場合は、緊急通報システム利用異動（辞退）届（様式第6号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に異動を生じたとき。
- (2) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。

(利用の廃止、返還等)

第12条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、緊急通報システムの利用を廃止するものとし、緊急通報システム利用廃止通知書（様式第7号）により通知する。

- (1) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 老人ホームその他の施設に入所したとき。
- (3) 利用者が第8条に規定する負担すべき費用を払わないとき。
- (4) 契約書の定めに違反したとき。
- (5) 前4号のほか緊急通報システムの利用が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、利用が廃止されたときは、利用者は速やかに装置を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(遠賀町緊急通報装置給付等事業運営要綱の廃止)

2 遠賀町緊急通報装置給付等事業運営要綱（平成13年告示第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に遠賀町緊急通報装置給付等事業運営要綱第8条第1項の規定により緊急通報装置の給付又は貸与の決定を受けている者は、その給付又は貸与を受けた緊急通報装置が受信センターに通報可能となった日をもって、この告示第6条の規定による利用者としみなす。

別表（第8条関係）

利用者負担額基準表

利用者世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
住民税非課税世帯	200円
住民税課税世帯	500円

様式第1号

(第5条関係)

様式第2号

(第5条関係)

様式第3号

(第6条関係)

様式第4号

(第7条関係)

様式第5号

(第8条関係)

様式第6号

(第11条関係)

様式第7号

(第12条関係)